

第 2 章 特掲診療料 第 4 部 画像診断 第 4 節 薬剤料
E300 薬剤

E300 薬剤
薬価が 15 円を超える場合は、薬価から 15 円を控除した額を 10 円で除して得た点数につき 1 点未満の端数を切り上げて得た点数に 1 点を加算して得た点数とする。

「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」（令和 8 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 69 号）

告示	通知
注 1 薬価が 15 円以下である場合は、算定しない。 注 2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。	